



栃木県公報

令和2（2020）年
3月31日（火）
号 外
第 32 号

目 次

条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第28号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式を次のとおり見直すこととしました。（第54条～第56条及び第58条関係）
 - (1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課することとしました。
 - (2) 資本金1億円以下の普通法人等について、収入割額及び所得割額の合算額によって課することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和2（2020）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十八号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号（事業税の非課税の範囲）に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号（法人の事業税の非課税所得等の範囲）に掲げる法人、法</p>	<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第五十四条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号（事業税の非課税の範囲）に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号（法人の事業税の非課税所得等の範囲）に掲げる法人、法</p>

第七十二条の二十四の七第六項各号（法人の事業税の標準税率等）に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの
所得割額

一 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第五十六条第一項及び第二項において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

二 電気供給業のうち、電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号（定義）に規定する小売電気事業（法第七十二条の二第一項第三号（事業税の納税義務者等）に規定する電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。）及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（法第七十二条の二第一項第三号に規定する電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第五十六条第二項及び第三項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額
- ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第七十二条の二十四の七第五項各号（法人の事業税の標準税率等）に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの
所得割額

一 電気供給業
、ガス供給業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節

において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額

(法人の事業税の課税標準)

第五十五条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

(法人の事業税の税率)

第五十六条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 一 略
- 二 2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。
- 三 3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - 一 第五十四条第一項第三号イに掲げる法人
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額
 - ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額
 - 二 第五十四条第一項第三号ロに掲げる法人
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額
- 四 4 略

(法人の事業税の申告納付)

第五十八条 事業税の納税義務がある法人(第五十四条第四項の規定により法人とみなされる者を含む。第六十条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割等(第五十四条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項

(法人の事業税の課税標準)

第五十五条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 一次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
 - イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額
 - ロ 資本割 各事業年度の資本金等の額
 - ハ 所得割 各事業年度の所得
- 二 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額

(法人の事業税の税率)

第五十六条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 一 略
- 二 2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。
- 三 3 略

(法人の事業税の申告納付)

第五十八条 事業税の納税義務がある法人(第五十四条第四項の規定により法人とみなされる者を含む。第六十条において同じ。)は、各事業年度に係る所得割(第五十四条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割

第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)を法第七十二条の二十五(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第七十二条の二十六(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)、第七十二条の二十八(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第七十二条の二十九(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第七十五条之二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項(市町村等による家庭的保育事業等)の規定により同法第六条の三第九項(児童自立生活援助事業等)に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十七項(固定資産税の課税標準等の特例)の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合」という。)が二分の一未満である場合 三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十七項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十八項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合

を法第七十二条の二十五(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)、第七十二条の二十六(事業年度の期間が六月を超える法人の中間申告納付)、第七十二条の二十八(中間申告を要する法人の確定申告納付)及び第七十二条の二十九(清算中の法人の各事業年度の申告納付)に定めるところにより、申告書に計算書等の書類を添付してこれを知事に提出し、及びその申告に係る税金を納付しなければならない。

(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第七十五条之二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項(市町村等による家庭的保育事業等)の規定により同法第六条の三第九項(児童自立生活援助事業等)に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十八項(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合」という。)が二分の一未満である場合 三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十八項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十九項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合

合」という。)が二分の一未満である場合
三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十八項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第二十九項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合」という。)が二分の一未満である場合
三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十九項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

4 略

第百十八条 知事は、中古車販売業者(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第三条(許可)の規定による許可(同法第二条

第二項第一号(定義)に係るものに限る。)を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第二条第四号に規定する自動車を取り扱うものをいう。)で規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第四条(登録の一般的効力)の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものに対しては、種別割を減額することができる。

2・3 略

(固定資産税の課税標準)

第百二十八条 固定資産税の課税標準は、賦課期日における大規模の償却資産の価額(法第三百四十九条の二(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)、第三百四十九条の三(固定資産税の課税標準等の特例)又は第三百四十九条の

合」という。)が二分の一未満である場合
三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第二十九項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該家屋の価格の当該各号に定める割合に相当する額を価格から控除する。

一 当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村が法第三百四十九条の三第三十項の規定により条例で定める当該家屋に係る割合(以下この項において「特例割合」という。)が二分の一未満である場合
三分の二

二 略

三 特例割合が二分の一を超える場合又は当該家屋の取得時において当該家屋の所在する市町村の条例に法第三百四十九条の三第三十項の規定による当該家屋に係る割合の定めがない場合 三分の一

4 略

第百十八条 知事は、中古車販売業者(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第三条第一項(許可)の規定による許可

を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則(平成七年国家公安委員会規則第十号)第二条第四号に規定する自動車を取り扱うものをいう。)で規則で定めるものが賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第四条(登録の一般的効力)の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものに対しては、種別割を減額することができる。

2・3 略

(固定資産税の課税標準)

第百二十八条 固定資産税の課税標準は、賦課期日における大規模の償却資産の価額(法第三百四十九条の二(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)、第三百四十九条の三(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)又は第三百四十九条の

三の四（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、法第三百四十九条の四（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）及び第三百四十九条の五（新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）の規定により当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

附 則

第十九条 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十二条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

（県民税の法人税割の税率の特例）

第二十一条 平成八年五月一日から令和三年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

（法人の事業税の税率の特例）

第二十四条 租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十六

条第一項第二号中 「各事業年度の所得のう

ち年四百万円を超える金額 百分

の四・九 とあるのは 「各事業額 各事業

年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円

年度の所得のうち年十億円を超える金額

以下の金	百分の四・九	と、同
	百分の五・七	

三の四（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、法第三百四十九条の四（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）及び第三百四十九条の五（新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）の規定により当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

附 則

第十九条 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十二条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

（県民税の法人税割の税率の特例）

第二十一条 平成八年五月一日から平成三十三年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

（法人の事業税の税率の特例）

第二十四条 租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十六

条第一項第二号中 「各事業年度の所得のう

ち年四百万円を超える金額 百分

の四・九 とあるのは 「各事業額 各事業

年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円

年度の所得のうち年十億円を超える金額

以下の金	百分の四・九	と、同
	百分の五・七	

条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七条の二 略

2 自家用の乗用車に対する第五條の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(狩猟税の税率の特例)

第三十条 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」という。)第五十六条(狩猟者登録の申請)に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第六条第一項(対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕

条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第二十五条 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第七十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七条の二 略

2 自家用の乗用車に対する第五條の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(狩猟税の税率の特例)

第三十条 平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」という。)第五十六条(狩猟者登録の申請)に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第六条第一項(対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕

獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

2 改正後の第五十四条第一項、第五十五条、第五十六条及び第五十八条並びに附則第二十四条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（この条例の失効）

3 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）が成立しないとき、その他同法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

（税務課）